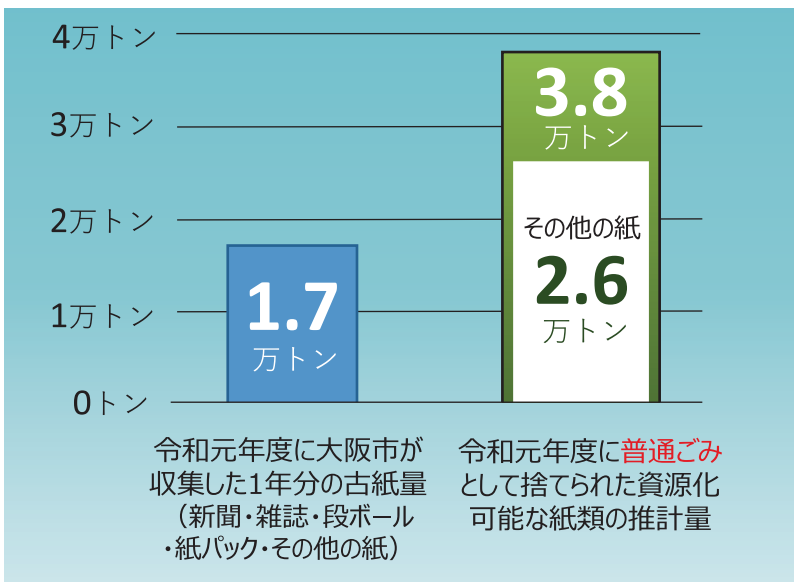


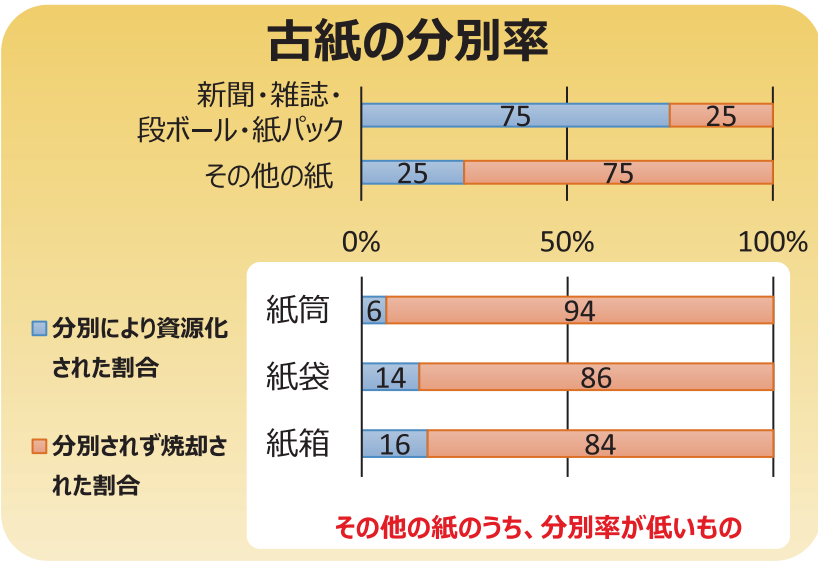
古紙・衣類はまだまだ分別ができます

令和元年度に皆さんに古紙・衣類として分別いただき、大阪市が収集した古紙の量は約1.7万トンでした。しかし、同じ年度に実施した家庭ごみの組成分析調査によると、多くの資源化可能な紙類が普通ごみに含まれており、推計で3.8万トン（うち、その他の紙が2.6万トン）の古紙が、ごみとして捨てられていることが分かりました。これは、大阪市が1年間に収集した古紙の倍以上もの量で、これだけの資源化可能な紙類が普通ごみとして捨てられ、資源化されなかったこととなります。



その他の紙のうち分別ができていないものは？

直近3か年の組成分析調査（平均値）によると、新聞や段ボールなどは約75%分別されているのに対し、「その他の紙」は約25%しか分別されておらず、残る75%もの「その他の紙」が焼却されていることとなります。特に分別率の低かったものが、トイレットペーパーやラップの芯などの紙筒で約6%、紙袋も約14%と、80%以上が分別されずに焼却されていることが確認されています。



質の高い分別にご協力を

「その他の紙」として排出されるものの中には、ビニールや金属などリサイクルに支障をきたすものがそのまま捨てられていることもあります。少量でもリサイクルに影響するので、排出をされる際はひと手間かけていただき、質の高い分別にご協力をお願いします。また、古紙は品目ごとに再生用途が異なります（10ページ参照）ので「その他の紙」に紙パックを混ぜて排出したりしないでください。紙パックもそのまま出されると、匂いや汚れなどでリサイクル出来なくなるので、必ず切り開いて、洗ってから排出するようにしてください。

再資源化のため、排出は決められた方法でお出してください

たたまれないままで排出されている段ボールも多くあります

切り開かれていない紙パック ※必ず切り開いて洗ってください

その他の紙以外のものが混入している ※品目ごとに分けてお出ください

古紙・衣類の分け方と出し方については、古紙・衣類の分別収集（12ページ参照）をご覧ください。

古紙・衣類の持ち去り行為を禁止しています

大阪市では、平成29年4月より古紙・衣類の持ち去り行為及び持ち去られた古紙・衣類の譲受け行為を規制し、平成29年10月からは違反行為者に対し指導等を経たうえで過料を科すほか、氏名等を公表するなど持ち去り行為の根絶に向け厳正に取り組んでいます。持ち去り行為者を目撃・発見した際には、直接声をかけることは避け、目撃・発見した場所、時間、特徴（車両ナンバー等）などを、お住いの地域を担当する環境事業センター（15ページ参照）までご連絡ください。巡回パトロールや取り締まりに関する貴重な情報源となりますのでご協力をお願いします。

古紙・衣類の持ち去り行為等禁止ポスター

環境局ホームページ
「古紙・衣類等の持ち去り行為等の規制について」

持ち去り対策のチラシ

環境局ホームページ
「資源集団回収活動について」